

## 資料編

- 空家等対策の推進に関する特別措置法
- 倶知安町空家等対策の推進に関する条例
- 「空き家の管理活用に関するアンケート」結果
- 空き家等実態把握調査 位置図
- 空家等の危険度判定基準

## 空家等対策の推進に関する特別措置法

(平成二十六年十一月二十七日法律第百二十七号)

### (目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

### (空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

### (市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

### (基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

二 計画期間

三 空家等の調査に関する事項

四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び

技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

13 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### (検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○倶知安町空家等対策の推進に関する条例

平成 26 年 9 月 4 日

条例第 22 号

改正 平成 27 年 3 月 26 日条例第 13 号

平成 27 年 9 月 17 日条例第 20 号

(目的)

第 1 条 この条例は、空家等が危険な状態となることを防止するため、所有者及び町の責務を明らかにするとともに、空家等が放置され、危険な状態となったとき、又はそのおそれがあるときの措置など本町の空家等対策の推進に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）に基づき、必要な事項を定めることにより、町民の安全で安心な暮らしと良好な生活環境及び景観の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等 町内に所在する建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物（既に倒壊したものを含む。）及び同法第 88 条第 1 項及び第 2 項に規定する工作物並びにその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）で、現に人が利用していないものをいう。

(2) 特定空家等 次に掲げるいずれかの状態（以下「危険な状態」という。）になっていると認められる空家等をいう。

ア 老朽化又は積雪等の自然災害による倒壊及び建築材の飛散など、人の生命、身体又は財産に被害を及ぼすおそれがあると認められる状態

イ 不特定の者の侵入が容易であることなど、火災の発生又は犯罪が誘発されるおそれがあると認められる状態

ウ ねずみ、害虫等が相当程度に繁殖し、人の生命、身体若しくは財産又は周囲の生活環境に害を及ぼしていると認められる状態

エ 倒壊や一部倒壊状態となったことなどで、良好な景観を著しく阻害していると認められる状態

オ アからエまでに掲げるもののほか、町長が危険な状態と認める状態

(3) 所有者等 空家等の所有者、管理者（法律の規定により空家等の管理処分権限を付与された者に限る。）、占有者その他の空家等を管理すべきものをいう。

(所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者等は、当該空家等が危険な状態とならないための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 所有者等は、空家等が危険な状態となっている場合は、補修、除却、除雪その他の必要な改善措置を講じなければならない。

3 所有者等は、自ら利用する見込みがない空家等を有効に活用するよう努めるものとする。

(町の責務)

第4条 町は、空家等に関し空家等対策計画の策定及びこれに基づく施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(空家等対策計画の策定)

第4条の2 町長は、前条に規定する空家等対策計画を策定するときは、法第6条第2項各号に規定する事項について定めなければならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用)

第4条の3 町長は、法第10条の規定に基づき固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この条例の施行のために必要な限度においてこれを利用することができる。

(情報の提供)

第5条 町民は、空家等が危険な状態であると認められるときは、町長に対し、その情報を提供するよう努めるものとする。

(実態調査)

第6条 町長は、前条の規定による情報の提供を受けたとき、又は空家等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、当該空家等の状況及びその所有者等の情報その他必要な事項について調査することができる。

(1) 危険な状態にあると認めるとき。

(2) 危険な状態になるおそれがあると認めるとき。

(3) その他町長が必要と認めるとき。

(立入調査)

第7条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、所有者等の同意を得て、職員に空家等又はその敷地に立ち入り、空家等の状態に関し必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定により調査を行う場合は、その5日前までにその旨を通知し、所有者等

の同意を得るものとする。ただし、当該所有者に通知をすることが困難であるときは、この限りでない。

- 3 前項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、所有者等から請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 前条及びこの条の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定空家等の所有者に対する指導、助言)

第8条 町長は、第6条の規定による実態調査（以下「実態調査」という。）を行い、当該空家等を危険な状態にあると認めるときは、所有者等に対し危険な状態を解消するための措置を講ずるよう必要な指導を行うものとする。

- 2 町長は、実態調査を行った空家等の所有者等に空家等が危険な状態にならないよう必要に応じて助言を行うことができるものとする。

(勧告)

第9条 町長は、前条第1項の規定による指導を行ったにもかかわらず、なお当該空家等が危険な状態にあるときは、当該所有者等に対し、必要な改善措置を講ずるよう履行期限を定めて勧告することができる。

(緊急安全措置)

第10条 町長は、実態調査により空家等が危険な状態にあり、人の生命、身体又は財産に危険な状態が切迫していると認められるときは、所有者等の同意を得て、危険な状態を回避するために必要な最低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を執ることができる。

- 2 町長は、前項の緊急安全措置に要した費用を当該所有者等に請求することができる。
- 3 町長は、第1項の緊急安全措置を実施するときは、当該所有者等に対し次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 緊急安全措置の実施概要
- (2) 緊急安全措置の概算費用
- (3) 所有者等の費用負担
- (4) その他町長が必要と認める事項

(命令)

第11条 町長は、第9条の規定による勧告を受けた所有者等が正当な理由なくこれに応じないときは、当該所有者等に対し、履行期限を定めて必要な改善措置を講ずるよう命ずることができる。

- 2 町長は、前項の規定により命令しようとするときは、あらかじめ、当該所有者等に

対し、その命じようとする措置及びその事由等必要な事項を記載した通知書を交付し、意見書等を提出する機会を与えるなど法第 14 条第 4 項から第 8 項までの規定に基づき必要な措置を講じなければならない。

(公表)

第 1 2 条 町長は、前条第 1 項の規定による命令を受けた当該所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- (2) 命令の対象である空家等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 町長は、前項の規定により公表しようとするときは、当該公表に係る所有者等に意見を述べる機会を事前に与えなければならない。

(代執行)

第 1 3 条 町長は、第 11 条第 1 項の規定による命令を受けた所有者等が当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところにより代執行を行うことができる。

(倶知安町空家等対策の推進に関する審議会)

第 1 4 条 空家等対策の推進に関し必要な事項について調査審議するため、町長の附属機関として倶知安町空家等対策の推進に関する審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 町長は、次に掲げる場合においては、審議会の意見を聴かななければならない。

- (1) 町の空家等対策の推進に関すること。
- (2) 特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。
- (3) 特定空家等の必要な改善命令に関すること。
- (4) 必要な改善措置の命令に従わない者の公表に関すること。
- (5) 代執行に関すること。
- (6) その他空家等対策の推進に関し、町長が特に必要と認める事項に関すること。

3 審議会の委員は、5 人以内とし、学識経験者及び専門的知識を有する者のうちから、町長が任命する。

4 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。
- 9 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 10 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 11 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 12 審議会の庶務は、住民環境課において処理する。

（関係機関との連携）

第15条 町長は、第7条の規定による立入調査を行うとき、又はこの条例の施行上必要があると認めるときは、空家等に対する必要な措置について関係機関と協議し、連携して対応を行うものとする。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（検討）

- 2 町長は、この条例の施行後5年を経過した場合において、建物所有者の大半が海外居住者であるリゾート型分譲マンション（いわゆるコンドミニウム又はコンドホテル）、リゾート別荘等の多様な形態の宿泊施設の適正管理について、この条例の施行の状況を勘案し、必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成27年3月26日条例第13号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月17日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の条例第14条の規定により現に任命されている倶知安町空き家等の適正管理に関する審議会の委員は、この条例による改正後の条例第14条の規

定により設置される俱知安町空家等対策の推進に関する審議会の委員とみなす。

「空き家の管理活用に関するアンケート」結果

年齢について

1	20 歳代	0	4	50 歳代	3		
2	30 歳代	0	5	60 歳代	3		
3	40 歳代	2	6	70 歳代	4	合計	12

居住地について

1 道内	10	2 道外	2
札幌	3	東京	1
倶知安	4	神奈川	1
七飯町	1		
蘭越町	1	合計	12
函館	1		

倶知安町に住んだことがあるか

1	ある	11
2	ない	0
未回答		1
合計		12

あなたと家屋の関係

1	家屋の所有者である	10
2	親族等所有のものを自分が管理している	1
3	その他の事情により管理している	1
4	所有・管理ともしておらず、家屋の扱いについて決定権がない	0
合計		12

その家屋は、以下のどれにあたりますか

1	普段は住む人がいない、いわゆる「空き家」	8
2	人に賃貸している	2
3	毎日ではないが、自分や親族が使用している	1
4	自分や親族が普段住んでいる	1
5	資産税を負担しているが、家屋の管理はしていない	0
6	その他	0
合計		12

住宅の建て方について

1	戸建て住宅（一軒家）	10
2	集合住宅（アパート・長屋）	1
3	その他	0

未回答	1
合計	12

住宅が建っている土地はどなたの所有か

1	あなた又は家族	9
2	親戚	1
3	知人	0
4	その他	0
未回答		2
合計		12

住宅を所有することになった経緯について

1	家族・親戚が所有する住宅（実家等）を相続した	5
2	家族・親戚が所有する別荘を相続した	0
3	元々自分が所有する住宅	3
4	元々自分が所有する別荘	0
5	その他（遺言、本来の所有者(親族)が長期入院の為)	2
合計		10

住宅の管理は、どなたが行っているか

1	あなた又は家族	8
2	親戚・知人	0
3	不動産業者などの民間業者	1
4	その他（賃借者）	1
合計		10

住宅の日常管理として、「必要と思うこと」と「実際に行っていること」

	管理の内容	必要と思うこと	実際に行っていること
1	外部の草刈り、清掃	4	6
2	冬季の除雪	5	5
3	屋根の雪下ろし	6	5
4	空気の入換え	3	4
5	外壁・屋根の塗装	3	2
6	その他	0	0

住宅の管理で悩んでいる事

1	管理の手間が大変	5
2	管理を頼める相手を探すのが困難	1
3	管理の委託料が高い	1
4	その他 昨年から良い業者さんに頼めて安心 古い住宅だからそんなに手間をかけない 周りの除雪と屋根の雪下ろし費用(業者委託)年10万円以上 年々行ける回数が少ないこと	3
5	特になし	3

管理が不十分で危険な状態にある空き家等は土地の固定資産税が高くなる可能性があることを知っているか

1	はい	5
2	いいえ	5

住宅を今後、どうしたいとお考えか

1	できれば貸したいと考えている	0
2	できれば売りたいと考えている	6
3	できれば寄付したいと考えている	0
4	解体したいと考えている	2
5	今は空き家だが、今後使う予定がある	1
6	当面はそのままにしておこうと考えている	3
7	その他 いずれ貸家にしたいと思っている 昨年末より10年間貸借	2

「売りたいと考えている方」お持ちの住宅を売却する時期について

1	現在、売却相手を探している	3
2	ここ1, 2年のうちに売却したい	2
3	未だ具体的に決めていない	1
4	将来は賃貸したい	0
5	その他	0

「現在、売却相手を探している方」方法について

1	しりべし空き家 BANK を利用している	0
2	不動産業者に頼んでいる	1
3	親類・知人を通じて探している	0
4	立て看板を出している	0
5	その他	0

売却の希望価格はいくらですか（建物と土地を合わせた額）

0～ 500 万円	2
500～1,000 万円	2
1,000～1,500 万円	0
1,500～2,000 万円	0
2,000 万円～	1

売却のほか賃貸することについてはどのようにお考えか

1	売却だけでなく、賃貸も同様に検討している	1
2	売却ができなければ、賃貸も検討したい	0
3	管理の手間がかかるため、賃貸はしたくない	5
4	その他	0

お持ちの住宅を売るにあたり、お悩み

1	売却の仲介をどこに頼めばよいかわからない	2
2	売却に関する手続きがわからない	0
3	売却価格の折り合いがつかない	0
4	買ってくれる人が見つからない	1
5	家財道具や仏壇などの引き取り手がない	1
6	売却にあたって、家族・親戚間の話し合いが必要	2
7	老朽化していて売れない	3
8	その他	0

お持ちの住宅を改修するご予定はあるか

1	買い手に改修をまかせたい	3
2	できれば改修してから売却したい	1
3	役場等から補助金が出るなら改修したい	2
4	そのまま住めるので、改修する必要はない	1
5	老朽化しているが、改修する予定はない	3

6	その他	0
---	-----	---

「当面はそのままのお考えの方」住宅の売却・賃貸をしない・できない理由は

1	将来、自分や家族が使用することを考えているから	0
2	お盆や正月などには利用しているから	0
3	仏壇や家財道具があるから	0
4	売ったり貸したりすると、まわりの目がうるさいから	0
5	改修が必要だが、その費用が工面出来ないから	1
6	売却や賃貸の手続きをどこに頼めばよいかわからないから	0
7	売却や賃貸を行うのに手間がかかるから	0
8	その他 建物の劣化が進んでおり、人が住める状態ではない 家族で売却したい人としたくない人がいて意見が纏まらない 農家なので農地・原野・林地がありこれも買ってもらいたい	3

「当面はそのままのお考えの方」お持ちの住宅を改修するご予定はあるか

1	改修する予定がある	0
2	役場等からの補助金が出るなら改修したい	0
3	そのまま住めるので、改修の必要はない	0
4	老朽化しているが、改修する予定はない	2
5	その他 将来的には取り壊さざるを得ないと考えています 農地・原野・林地を買ってくれば住宅を付けます	2

住宅の日常管理をまかせるとしたら、どのような組織が良いとお考えか

1	業者等にまかせたい	3
2	自治会や町内会にまかせたい	1
3	知人等の個人にまかせたい	1
4	役場等の公的なところにまかせたい	0
5	NPO等の非営利団体にまかせたい	0
6	その他（差し上げるが、農地・原野・林地を買ってもらいます）	1

組織に管理を委託する場合、管理のために支払える金額はいくらか

1	月額5百円以下	0
2	月額千円程度	1

3	月額数千円程度	3
4	月額1万円以上	0

『しりべし空き家 BANK』について

1	知っている	5
2	知らない	5
3	その他	2
未回答		2
合計		12

「しりべし空き家 BANK を知っている方」該当するものに○を付けてください

1	空き家の相談をしたことがある	1
2	空き家を登録している	0

今後、『しりべし空き家 BANK』を利用したいか

1	積極的に利用したい	1
2	利用を検討したい	6
3	利用したくない	2
未回答		3
合計		12

※利用したくない理由

- ・年数が古いですが差し上げる。その代わり農地・原野・林地などあります。
- ・売却にだしています。不動産業者に頼んでいる。

仮に、『しりべし空き家 BANK』が空き家の管理を行うとしたら、利用したいか

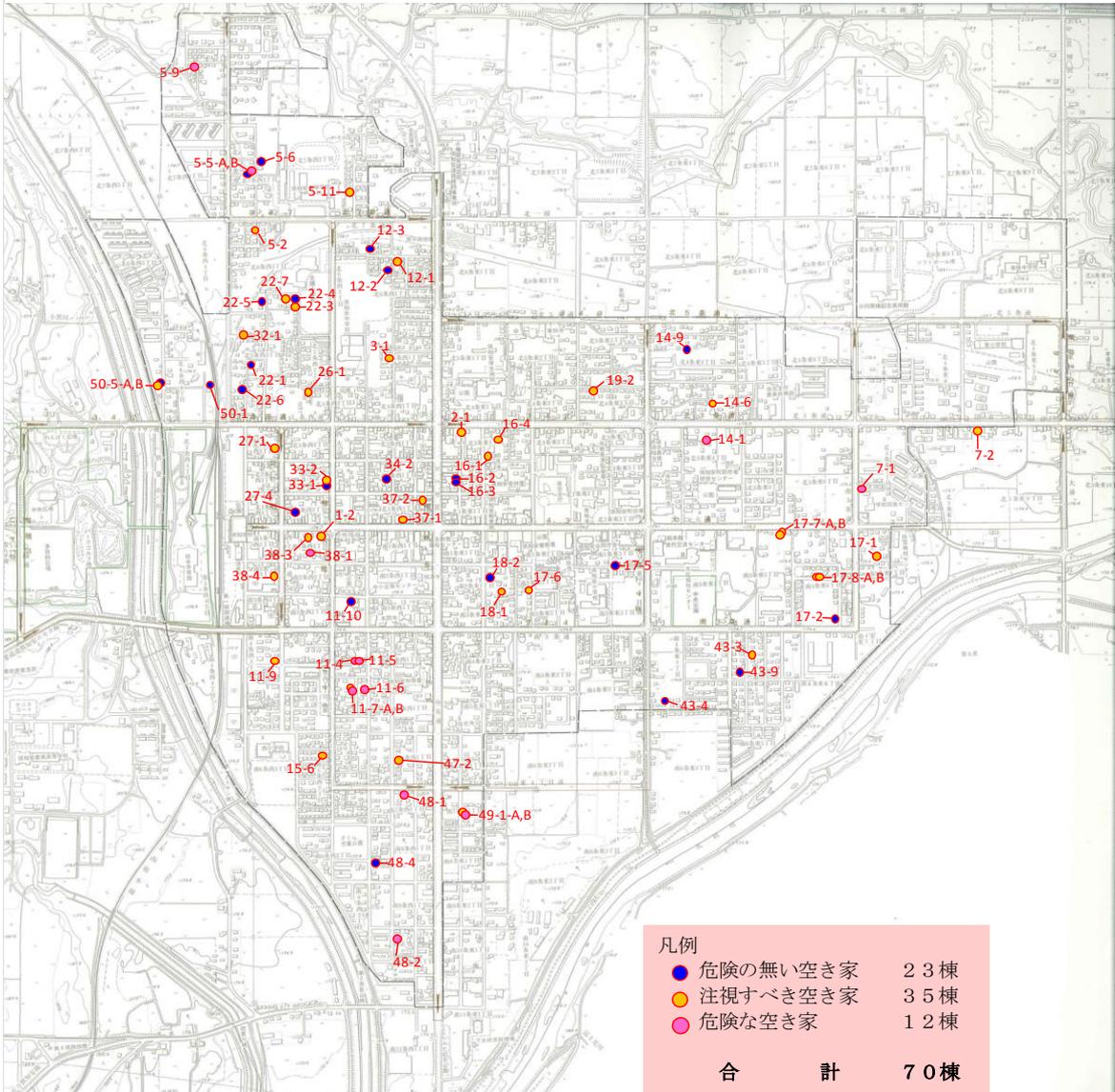
1	積極的に利用したい	1
2	利用を検討したい	6
3	利用したくない	2
未回答		3
合計		12

「空き家の管理を利用したい方」利用したい内容

1	外部の草刈り、清掃	3
2	冬季の除雪	2
3	屋根の雪下ろし	5

4	空気の入れ換え	0
5	外壁・屋根の塗装	1
6	外壁の見回り	0
7	その他	0

平成27年度 空家等実態把握調査 位置図【市街地】



H28.3.1 時点

平成27年度 空家等実態把握調査 位置図【郊外】

